

市内の空き店舗等に出店する方を応援します！

## 下田市 空き店舗等活用事業補助金



下田市内の空き店舗及び空き家を活用して出店する新規創業者等に事業に要する費用の一部を補助します。

(詳細は裏面をご覧ください)

補助金額  
最大  
20万円

[申請をご検討の方は、事前に産業振興課までお問合せください。](#)

【お問合せ先】

下田市 産業振興課 地域経済促進係

☎ 0558-22-3914

✉ [sangyou@city.shimoda.lg.jp](mailto:sangyou@city.shimoda.lg.jp)



ホームページはこちら

# 補助要件

## 【対象者】

- ・納税義務がある市区町村において、市区町村税を滞納していないこと。
- ・空き店舗等の改修を行う場合、都市計画法、建築基準法その他関連法令を遵守することができる者であること。
- ・資格や許可を必要とする業種の場合、事業開始までに当該資格等を有する見込みであること。
- ・**下田商工会議所の会員であること又は会員となる見込みであること。**
- ・下田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- ・暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

## 【補助対象事業】

- ・出店する店舗の業種が「対象業種一覧」に掲げる業種のいずれかに該当する事業
- ・補助金交付決定年度内に空き店舗等の工事が完了し、営業を開始する見込みがある事業
- ・**下田商工会議所から補助事業について、事業計画の確認を受けた事業**
- ・週4日以上営業を行う事業
- ・3年以上継続して行う事業

## 【補助額と補助対象経費】

補助額：上限**20万円**（対象経費の1/2 ※1,000円未満切捨）

補助対象経費：店舗改修費、広告宣伝費

# 対象業種一覧

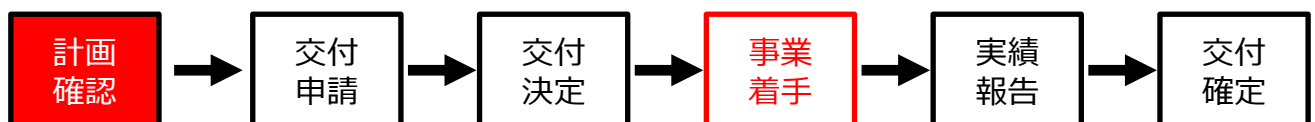
大分類	中分類
小売業	各種商品小売業、織物・衣類・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業
不動産業、物品賃貸業	貸家業、貸間業（レンタルオフィス、レンタルルーム、レンタルスペース、シェアキッチン等）
宿泊業・飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持ち帰りサービス業
生活関連サービス業・娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他生活関連サービス業、娯楽業（映画館、劇場、スポーツ施設に限る）
教育・学習支援業	その他の教育、学習支援業（学習塾、教養・技能教授業等）
医療・福祉	医療業（施術業に限る）

# 申請方法

「**空き店舗活用事業補助金交付申請書**」に次の必要書類を添えて下田市産業振興課に申請してください。

- 収支予算書（様式第2号）
- 事業計画書（様式第3号）
- 補助対象経費の見積書
- 空き店舗等の設計図面
- 空き店舗等の位置図及び施工前の写真
- 事業計画確認書（様式第4号）
- 市区町村税の滞納のない旨を証明する書類
- 誓約書（様式第5号）

# 補助金交付の流れ



事業計画（様式第3号）について、商工会議所の策定支援、確認を受けてから申請してください。  
また、確認等に時間を要する場合がございますので、余裕を持って相談ください。